（第3種郵便物認可）　中日新聞　2010年（平成22年）11月1日（月曜日）　☆　26

備える

その95「広域防災拠点」

大地震に備え、「基幹的広域防災拠点」の整備が国により進められている。被災時には現地対策本部が置かれ、関係者が集結し、ボランティアや救援物資の一次的な集積地にもなる。拠点が計画されているのは東京、大阪、名古屋の三大都市圏。東京圏ではすでに完成。大阪圏でも具体的な計画が進行中だ。だが、名古屋圏ではいつ起きても不思議ではない東海、東南海地震を前にしながら、整備の場所すら決まっていないというのはどういうことなのか。（大村歩、中村禎一郎）

名古屋圏 置き去り

候補地めぐり県が迷走

愛知県の中野秀秋防災局長は「整備はこの地域の悲願。日本の産業をリードする中部圏の防災対策について、国は一刻も早く取り組むべきだ」と強調するが、広域防災拠点をめぐる機運は盛り上がっていない。国がイニシアチブを取らなかったことがまず問題だが、愛知県の整備方針が途中でぶれたこともその一因になっている。

名空港か名港か

二〇〇一年に首都圏と京阪神圏の整備が決まった際、中部圏が「落選」したことが、つまずきの始まりだった。ようやく必要性が認められたのは〇四年七月。国、東海四県、名古屋市でつくる名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会が、「基幹的」と同様の「中核的広域防災拠点」の構想を打ち出した。

構想は、名古屋が被災すれば日本の経済社会全体に多大な影響を及ぼすとして、名古屋圏での拠点整備の必要性を強調。整備する候補地として①名古屋空港（愛知県豊山町など）と東名高速春日井インターチェンジに近い「名古屋空港（現県営名古屋空港、同県豊山町）周辺地域」か②船舶による大量輸送が可能な「名古屋港周辺地域」のどちらかとしていた。

問題はこの構想が打ち出された後だ。〇五年三月の関係機関による第一回ワーキンググループ開催を最後に、具体化への動きが止まってしまったのだ。

愛知県は、〇五年以降、同年開港の中部国際空港への大幅路線移管で名空港がさびれるのを懸念し、名空港を防災拠点とすることで「はく付け」する狙いもあり、候補地を名空港に一本化。毎年、国に整備を要望してきたが、国は「検討中」とするのみだった。名空港での一括整備に対し、全面賛成ではなかった愛知以外の各県との連携も途絶えた。

経済効果を優先

一方で、にぎわいが消えた名空港周辺の地元自治体は、地元の経済活性化を求めた。これを受け県は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設や、三菱重工が開発する国産初のジェット旅客機MRJの開発拠点を同空港隣接地に誘致することに成功した。

この結果、構想では防災拠点の本部を設置するはずだった部分の用地がなくなり同空港に防災拠点を一括整備することは不可能に。県は今年六月の国への要望では初めて「同空港周辺地域への整備」という文言を外さざるを得ず、事実上、候補地選びは振り出しに戻ってしまった。

中野局長は「防災拠点は平常時は公園やただの空き地で経済効果に直結しない。県議会からは経済活性化の要望の声の方が大きかったと、ちぐはぐな対応となった理由を語る。さらに、海運を利用する名古屋港周辺には適地がなかったという。

「首都圏のような大型防災拠点のまとまった用地をこれから確保するのは難しい」と認めた上で、国の防災拠点本部機能だけでも国が整備するよう求めている。

しかし国の反応は鈍い。内閣府の防災担当幹部は「整備費用が巨額であり、やはり先立つものがないと難しい」と国の財政難が影響していると認める。

「中部圏での地震発生が切迫しており、国の防災拠点が必要なことは理解している」としながらも、「どこに拠点を置くかという議論がまとまっていないのでは」と地元の調整不足も指摘した。

東京　臨海広域防災公園と東扇島

本部機能や物資の集積に

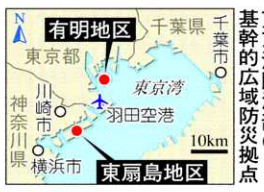

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点

無駄になることがある意味で望まれている施設だ。海に近く、周囲は片側二～三車線の道路に囲まれている。東京臨海広域防災公園（江東区有明）は広さ十三㌶。官邸・霞が関から道路一本で結ばれた位置にある。距離は八キロだ。

「徒歩でも何とか来られる位置です」。施設を管理する内閣府の高野仁さん（四一）が言う。想定されているのは東京湾北部を震源とするマグニチュード（M）7以上の首都直下型地震だ。

八十五万棟が全壊・焼失し、一万一千人が死亡。四百六十万人が避難所生活を強いられる。この公園に現地対策本部が設置される計画になっている。

国営部分六・七㌶、東京都部分六・五㌶で構成。北側にヘリコプター七機分の駐機場とヘリポートが設けられている。緑の芝生。普段は誰もが自由に出入りできる。時折、散歩する人の姿も目に入る。

災害時には、ここに自衛隊や消防隊、災害医療チームなどがテントを張り、必要な場所に出動する。この場所からけが人をヘリコプターで被災地外の医療機関に運び、治療を受けてもらう活動にも使われる。

「被災地内の医療機関はいっぱいになり、その結果、亡くなってしまう人が出ます。そういった人たちを救うために必要な活動です。これが神戸にできていれば、阪神大震災で五百人が助かる可能性があったといわれています」。公園の防災公園課長大石稔さん（五一）は説明する。

敷地の南西には総合病院を誘致。非常時には治療に当たる。西側には、本部機能が入る二階建ての建物「本部棟」がある。地上二階建て、延べ九千五百平方㍍。建物の中にはカメラで官邸と通信できる会議室や、消防、各自治体の担当者らが作業をするための「オペレーションルーム」がある。

広さ九百六十平方㍍のルームには、二百七十の席とパソコンが用意されており、壁にある最大三〇〇㌢の画面では四十七都道府県の庁舎に取り付けられたカメラの映像を通じ、全国の被害状況が確認できるようにされている。

建物全体が免震構造。非常用電源もある。ただ、この場所はもともと埋め立て地。液状化の恐れは捨てきれないが、高野さんは「陸、海、空からいずれも利用できるこれだけの土地を都内に確保するには、この辺りしか考えられない」と話す。

建物内には、地震を知ってもらう防災体験学習施設も。地震被害の再現映像や模型などで学習できるようになっている。「施設が少しでも無駄にならないようにと設けられています。子どもたちに人気ですよ」。大石さんは強調する。

公園は、もう一カ所、広さ十六㌶の東扇島東緑地公園（川崎市）と合わせて建設され、今年七月に開園したばかり。東扇島には岸壁があり、主に物資の海上輸送の拠点として利用される。平常時の現在は防災訓練やPRイベントなどにも活用されている。

㊤東京臨海広域防災公園。一部はまだ工事中だ＝東京都江東区有明で
㊦東扇島東緑地公園。こちらは物資の輸送拠点になる＝川崎市川崎区東扇島で

大阪　堺2区

海上輸送に生かす

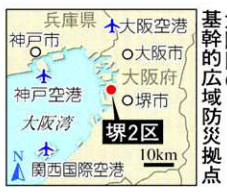

大阪圏の基幹的広域防災拠点

ブルドーザーとトラックが慌ただしく動き回る。海沿いにある大阪府の堺二区（堺市）では、基幹的広域防災拠点の造成作業が急ピッチで進められていた。隣接地にはドッグランなどがある堺市の公園がある。将来的にはこの公園も国が買い取り、広さ二十八㌶の国営の拠点となる予定だ。

想定されている地震は、大阪府南部で懸念される震度7程度の上町断層帯地震。拠点にはヘリポートや浮体式の岸壁が設けられ、近くに耐震強化岸壁ができる予定だ。「来年度末に、暫定的に完成させることが目標です」。近畿地方整備局の中川雅史さん（三四）は言う。

大阪圏の場合、災害時の現地対策本部は大阪市内に置かれ、拠点は物資の分配や支援部隊の一次集結地などに活用される。念頭に置かれているのは主に海上輸送だ。

この拠点は東京圏で言えば東扇島に相当する。「実際にどう運用していくかは、まだ完成してから調整が必要です」。中川さんは付け加える。

拠点には三階建ての建物が建設され、職員が常駐するが、イメージはまさに公園だ。堺市の土地にはドッグランのほかバーベキュー場も。さらに西側に人工干潟、北側に海釣り場ができあがる。

わが家を強く

1階をパネルで囲む

夏目学・一級建築士（豊橋市）

一級建築士で、アレルギーに優しい家を手掛ける「夏目デザイン」代表の夏目学さん（四三）は七月、愛知県豊橋市の築六十年の木造二階建て民家を改築し、新しい事務所にした。耐震のポイントは一階の壁の内側と、一、二階の床に合板（木材パネル）を張ったことだ。

改築前は土壁がカビて朽ちたり、すきま風が通る個所があった。瓦のずれや雨漏りも。古い民家に多く見られるように、屋根が重いが足りず、基礎も強くない。「社員に何かあったら大変」と、デザイン的な改修も含めて約五百万円かけてリフォームした。

壁には厚さ十二㍉、床には二枚重ねて二十四㍉の構造用合板。「安価で取り付けも強固。一階をパネルで囲み立方体にすることで、強度は二倍になった」と夏目さん。南側は窓を減らすなどして、特に隅っこの壁の面積を広げた。「その際にも壁の量を左右対称にすることが大事。ゆれが均等になって倒れにくくなる」と指摘する。

事務所があるのは歴史ある旧東海道沿い。二階の窓の外には木製の格子を付けてデザインも工夫した。夏目さんは「古い建物を大切にして、街並みに合う改築を心がけた」。

内部も二階の床を四畳分を外して吹き抜けにし、光が豊富に入る開放感あふれる事務所に。ただ、床を取り除いた個所の四隅には斜めに梁を取り付ける「火打ち梁」をして補強に抜かりがない。

二階の他の部分はほぼ昔のままで味がある。夏目さんは「壁や柱などを増やし過ぎると今度は住みにくくなる。いかに心地よい空間を作りながら耐震を図るか」とリフォームのコツを話した。

（石屋法道）

© 中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています。